議題(1)報告事項 イ

資料2-1

北本市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画 (2024年度~2029年度)策定概要

- 1 国民健康保険データヘルス計画及び北本市第三期特定健康診査等実施計画 が令和5年度に終了することに伴い、これまでの保健事業の取組を踏まえ、 国民健康保険法に基づく国の方針及び高齢者の医療の確保に関する法律に基 づき、北本市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画(2 024年度~2029年度)を策定するもの。
- 2 現行の北本市国民健康保険データヘルス計画及び北本市第三期特定健康診 査等実施計画をベースに、国や埼玉県が定める保健分野におけるその他の関 連計画を参酌して作成を行う。
- 3 本市の最上位計画となる第五次北本市総合振興計画との計画の関係や整合 性について留意する。
- 4 計画期間は令和6年度(2024年度)~令和11年度(2029年度)の 6か年計画とする。
- 5 北本市国民健康保険データヘルス計画評価検討委員会において現行計画の 最終評価を行い、北本市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実 施計画(2024年度~2029年度)策定幹事会において次期計画素案の 作成を行う。
- 6 計画の素案の作成に当たっては、KDB(国保データベース)システムデー タ等を用いた分析を行うほか、グラフ、図、画像等を盛り込んだ親しみやす い内容とする。

令和5年2月14日現在

1. 策定スケジュール

区分	令和4年度									
		令和4年			備考					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	•			
起業	10/3決裁									
保険年金課	現行計画の最終評価案及び次期計画素案の作成									
	10/21設置要綱制定 10/21委員任命	現行計画の最終評価案の検討(随時開催)								
						 				
策定幹事会	10/3設置規程制定 10/3幹事任命	次期計画素案の検討 (随時開催)								
国保運協					2/14進捗状況報告	V				
【その他】国・県						データヘルス計画及び 特定健康診査等実施計 画の手引き改定予定				

	令和5年度												
区分					令和5年					令和6年			備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
保険年金課		步	 見行計画の最終評価案及 	び次期計画素案の作成					次期計画案の作	作成(調整)計画無		計画冊子の印刷製本	
データヘルス計画 評価検討委員会			現行計画の最終評価案	の検討(随時開催)			・現行計画最終評価案 の完成 ・次期計画へ評価反映 ・次期計画(案)作成	#8	行計画の最終評価案の検	計(必要に応じて開催)		>	
策定幹事会			次期計画素案の検	討 (随時開催)			>		次期計画案の検討(必	と要に応じて開催) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
国保運協					・前期計画R4状況報告 ・進捗状況報告	V	前期計画最終評価の審議・答申・進捗状況報告			・P・C手続結果報告 ・次期計画案の審議・答申			
パブリック・ コメント								・11月中旬~ 意見募集	・12月中旬/切 意見整理・反映				

※上記の手続きは、状況に応じて前後することがあります。

2. 上記区分の説明

区分	説明
起業	策定手続の着手に関する意思決定
保険年金課	「データヘルス計画評価検討委員会」及び「策定幹事会」並びに「国保運協」の庶務 現行計画の最終評価案及び次期計画の原案を作成し、関係会議でお諮りする。
データヘルス計画 評価検討委員会	正式名称「北本市国民健康保険データヘルス計画評価検討委員会」 設置要綱に基づき健康推進部内に設置し、現行計画の最終評価案の検討を行う。 構成員:健康推進部長、健康推進部の主査・主幹級等の5人で構成する。
策定幹事会	正式名称「北本市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画(2024年度~2029年度)策定幹事会」 設置規程に基づき庁内に設置し、次期計画の原案に関する協議を行う。 構成員:健康推進部長、福祉課長、庁内関係部署のグループリーダ主幹により10名以内で構成する。
国保運協	正式名称は「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」 進捗状況の報告と次期計画の案に対し意見を賜り、策定手続や次期計画の案に反映して行く。 現行計画の最終評価案及び次期計画案について諮問し、答申をいただく。
パブリック・ コメント	「次期北本市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画」の案に対し、市民から広く意見募集を行うため、北本市パブリック・コメント実施要綱に基づき実施する。実施期間30日